

令和7年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名：鴻巣市

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	87.1%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	107.6%
全職員	57.8%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	95.1%
本庁課長相当職	96.0%
本庁課長補佐相当職	95.6%
本庁係長相当職	96.2%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	84.1%
31～35年	93.4%
26～30年	91.6%
21～25年	88.1%
16～20年	88.4%
11～15年	89.9%
6～10年	90.6%
1～5年	83.5%

【説明欄】

・再任用職員、任期付職員など、週の勤務時間が正規職員の勤務時間に満たない職員は、それぞれの勤務時間に応じた割合で人数カウントしている。

例) 週28時間勤務の職員：28時間÷38.75時間（正規職員の勤務時間）=0.72人/月

・任期の定めのない常勤職員以外の職員である会計年度任用職員について、全職員に占める会計年度任用職員の割合が48.3%となっており、また会計年度任用職員に占める女性の割合が84.6%となっていることから、男女の給与の差異に表れている。

・扶養手当や児童手当について、世帯主となっている男性に支給している場合が多く、扶養手当の受給者に占める男性の割合は68.9%、児童手当の受給者に占める男性の割合は81.0%となっている。

・勤続年数1～5年の職員の区分では、県教育委員会等からの派遣職員を含んでおり、派遣職員に占める男性の割合は92.3%であることから、男女の給与の差異に表れている。

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。